

意見公募手続実施概要

(様式1)

案 件 名	四條畷市個別施設計画【公共施設】(令和5年4月改訂版)(原案)
趣 旨 ・ 目 的	<p>本市では、公共施設における最適な施設数や配置を実現し、将来世代により良い資産を引き継いでいくため、施設ごとに今後の方向性を具体的に示す「四條畷市個別施設計画【公共施設】」(以下『計画』という。)を令和2年1月に策定しました。</p> <p>この計画の策定過程において、市庁舎や市民総合センター、四條畷南中学校跡地など、15施設の再編整備の方向性について、市議会並びに市民の皆さんから多数のご意見をいただいたことから、計画策定後も引き続き再編整備の方向性を検討していくこととし、検討にあたっては、学識経験者や公共施設の関係団体の代表者、公募市民などで構成する四條畷市公共施設再編検討会(以下「検討会」という。)を設置し、検討していくこととしました。</p> <p>検討会では、将来の財政的負担の軽減を念頭に置きつつも、できる限り市民サービスの水準が低下しないよう、市民目線に立った検討が行われ、令和2年8月から計8回の議論を重ねられ、令和4年2月に検討会の報告書を受理いたしました。</p> <p>令和4年度においては、議決すべき計画に関する特別委員会(以下「特別委員会」という。)が設置され、検討会の報告書を踏まえつつも、市政運営全体を俯瞰した中で15施設の再編整備の方向性を議論していくこととなりました。</p> <p>特別委員会の議論においては、先ずは、四條畷南中学校跡地を早期に仮の防災機能を有する施設として整備していく必要があることから、四條畷南中学校跡地の仮防災機能の整備について議論し、検討結果を迅速に計画に反映させ、令和4年10月改訂版を策定しました。</p> <p>その後、令和4年10月改訂版をもとに、園舎の建替を見据えた忍ヶ丘あおぞらこども園の老朽化対策、四條畷南中学校跡地に整備する体育館の施設機能、再編整備に活用できる財源措置、公共施設を1カ所に集約させた場合の建設コストなどについて、多角的な議論を重ねた結果、15施設の再編整備について、一定の方</p>

	<p>向性を令和5年4月改訂版(原案)に取りまとめましたので、これに対する皆さんの意見を募集いたします。</p> <p>いただいたご意見については、市ホームページなどで公表します。</p> <p>(※)令和5年4月改訂版(原案)は、検討会及び特別委員会での検討結果を迅速に計画に反映するべく、第7章の一部のみを改訂するもので、第1章から第6章、用語集及び資料編の改訂については、令和5年4月改訂版の策定後に改訂する予定です。そのため、この改訂を行うまでの間は、第7章の一部改訂と他の記載事項が一致しない場合がありますので、ご留意願います。</p>
意見募集期間	令和5年2月15日(水)～令和5年3月14日(火)(必着)
公表案・資料等	四條畷市個別施設計画【公共施設】(令和5年4月改訂版)(原案)
対象	市内在住・在勤・在学の人、市内に事業所を有する個人・法人、利害関係者
意見の提出先	<p>【担当課】 総務部 施設再編課</p> <p>【所在地】 〒575-8501 四條畷市中野本町1-1</p> <p>【電話】 072-877-2121、0743-71-0330 (内線 272)</p> <p>【ファックス】 072-877-2074</p> <p>【メール】 saihen@city.shijonawate.lg.jp</p> <p>【電子申請フォーム】 https://logoform.jp/form/oZYA/211045</p>
意見提出方法	<p>意見提出用紙に①住所②氏名③電話番号④意見を記入の上、次の方法で提出してください。</p> <p>●持参 ●郵送 ●ファックス ●メール ●電子申請フォーム</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された意見は公表します(個人情報等に該当する部分を除く)。 ・意見に対して、市は個別には回答しません。 ・意見に対する市の考え方を、担当課・田原支所・情報公開コーナー・四條畷図書館・田原図書館・ホームページで公表します。 ・賛否のみの意見や、趣旨の不明瞭な意見については、市の考え方を示さないことがあります。 ・意見提出用紙の枚数が2枚を超える場合は、意見の要旨をつけてください。